

○横手市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

平成29年6月15日
告示第104号
改正 平成31年4月1日告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を確保するため、横手市耐震改修促進計画に基づく木造住宅の耐震診断に対する支援として、耐震診断を希望する市内の木造戸建住宅の所有者等に対し、耐震診断士による耐震診断を行う横手市木造住宅耐震診断支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に基づく一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を診断し、評価すること。

(2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日付け建一909秋田県建設部長通知）の規定に基づき、秋田県木造住宅耐震診断技術者として秋田県知事が認めた者

(3) 住宅の所有者等 住宅を所有し、共有し、又は所有していると認められる者

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、横手市とし、耐震診断士による耐震診断にあつては事業を適切に実施することができると市長が認めたものに委託して行う。

(対象住宅)

第4条 事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、昭和56年5月31日以前に着工し、現に居住の用に供している市内に存する木造戸建住宅（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満であるものに限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に当該住宅について増築工事を着工したものであつて、当該増築部分の延床面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延床面積の2分の1を超えるもの

(2) 平成12年6月1日以降に増築工事を着工したもの

(3) 過去に横手市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱（平成22年横手市告示第95号）の規定に基づく耐震診断補助金を受けたもの

(4) 過去にこの告示による耐震診断を受けたもの

(対象者)

第5条 事業の対象者は、住宅の所有者等であつて、市税に滞納のない個人とする。

(申請)

第6条 耐震診断を希望する対象者（以下「申請者」という。）は、申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の着工時期が確認できる書類
- (2) 固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- (3) 申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- (4) 対象住宅に賃借人がいる場合にあつては、当該賃借人の同意書
- (5) 対象住宅に複数の所有者がいる場合にあつては、当該所有者の同意書
- (6) 案内図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(耐震診断士の派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受けたときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長が特に必要があると認めたときは、当該耐震診断士の派遣について条件を付すことができる。

(耐震診断の取りやめ)

第8条 申請者は、耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(耐震診断士の派遣の取消し)

第9条 市長は、耐震診断士の派遣の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により耐震診断を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(費用負担)

第10条 耐震診断士の派遣の決定を受け、耐震診断士による耐震診断を受けた申請者は、耐震診断に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき当該申請者が負担する額は、1万円とし、市長が事業を委託したものに直接支払うものとする。

(耐震診断結果の報告)

第11条 耐震診断士は、耐震診断の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、耐震診断士から提出された報告書の内容を確認し、耐震診断を受けた申請者に当該結果を通知するものとする。

(耐震診断結果に基づく指導等)

第12条 市長は、耐震診断を受けた申請者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(耐震診断費用の返還)

第13条 市長は、第9条の規定に基づき耐震診断士の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて、当該耐震診断に係る費用の返還を命じることができる。

(守秘義務)

第14条 派遣された耐震診断士は、当該耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(行為の禁止)

第15条 派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断に関し、耐震診断を受けた申請者から第10条の規定に基づく負担費用以外の金銭等を受けること。

(2) 耐震診断を受けた申請者に対し、不必要な改修等を勧めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成29年6月15日告示第104号)

この告示は、平成29年6月15日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第68号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。